

外国人犯罪の諸要因¹

外国人受け入れシステムの改革に関する研究

関西学院大学 井口泰研究会

加藤健二 釘宮良介 大里洋介

2006年12月

¹本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、井口泰教授（関西学院大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。井口教授は寝る間も惜しんで、私たちをご指導して下さった。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに

第1章 現状分析

- 第1節 政府の来日外国人犯罪に対する取組み
 - 1. 警察庁の取組み
 - 2. 法務省入国管理局の取組み
- 第2節 来日外国人犯罪の現状
 - 1. 外国人入国者数と来日外国人犯罪
 - 2. 刑法犯
 - 3. 特別法犯
 - 4. 外国人少年犯罪
 - 5. 国籍別犯罪状況
- 第3節 在留資格別の犯罪

第2章 理論モデル

第3章 計量モデルと考察

- 第1節 不法滞在者の計量モデルと考察
- 第2節 国別刑法犯の計量モデルと考察
- 第3節 外国人少年犯罪の計量モデルと考察
- 第4節 分析結果からのファインディング

第4章 政策提言

参考文献・データ出典

はじめに

近年、外国人労働者政策の見直しなどが議論されている中、日本に入国してくる外国人は着実に増加している。法務省入管局「出入国管理」によると、外国人入国者数は昭和53年に100万人を、平成2年に300万人を、平成12年に500万人を突破した。そして平成17年の外国人入国者数は745万人となり、過去最高を記録している。そこで外国人入国者数の増加に伴い、議論の的となるものの一つに外国人犯罪があげられる。

警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」の統計を見ると、平成8年の来日外国人犯罪の件数(人員)は27414件(11949人)となっており、平成17年の件数(人員)は47865件(21178人)と顕著に増加している。この平成17年の外国人犯罪件数は過去最高である。

また、国民の意識を調査した図Aを見てみると、来日外国人犯罪が増えていると思うと答えた人が8割を超えている。次に図Bを見てみると、不法滞在者の摘発強化や入国の際の監視強化といったもので、上位5つはいずれも統制・監視の強化の方針に賛成が多い。さらにメディアでの報道は、凶悪な外国人犯罪ばかりが大きく取り上げられている。

そして実際の取り組みでも、警察庁では治安悪化の原因の一つが外国人犯罪であるとし、重点課題としている。外国人犯罪対策として外国人犯罪の取締りの強化を行っているが、特に不法滞在者が犯罪の温床であるとし、平成20年までに犯罪の温床となる不法滞在者の半減に力を注いでいる。²

これらの統計や情報を見ると、外国人犯罪は日本の治安を悪化させているように感じさせる。外国人が増えると、日本が危ないというような誤解を招きかねない。新たに入国する外国人にも影響をあたえかねない。しかし、それらの統計や情報を鵜呑みにするわけにはいかないのである。本当に不法滞在者は外国人犯罪の温床なのであろうか。外国人犯罪が起きる背景をふまえ、この問題について考えるべきではないだろうか。

まず、確かに外国人犯罪は増加しているのだが、どのような要因で増加しているのか、どのような内訳で増加しているのかを考える必要がある。

そもそも犯罪統計というのは、当局が重点的に摘発するとある程度増加する。本来ならば、こうした当局の摘発努力などの要因とは分離し、外国人の不法滞在者による犯罪、外国人の合法滞在者(登録者)による犯罪、短期滞在を中心とする外国人の入国者による犯罪を区別しなければいけないのではないだろうか。また、外国人犯罪といっても、刑法違反(凶悪犯罪はここに含まれる)、入管法違反、雇用関係法違反などに分けられ、すべての犯罪が、治安の悪化を意味するものではないはずである。さらに、国別の犯罪にも特徴が見られる。どの在留資格による滞在が多いのか、年齢層はどうなっているのかなどの特徴

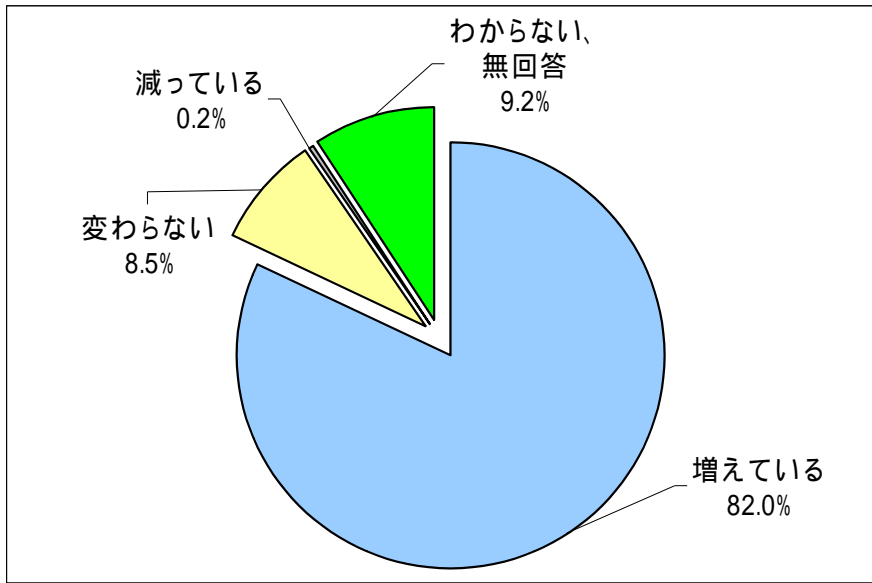
² 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」より

を見ていくべきである。こうした外国人犯罪の増加要因を分析し、その内訳を整理することによって、外国人犯罪の増加への対策は異なってくるはずだ。

以上の現状をふまえて、私たちはその外国人犯罪に焦点を当てた。外国人犯罪の増加を止め、減少させるためには、摘発をしているだけでは不可能であり、摘発だけによらない犯罪抑止が必要であると考えた。私たちは外国人が犯罪を起こす背景として、来日する外国人に全ての問題があるわけではない。雇用、教育などの社会インフラに問題があるのではないだろうか、犯罪を目的として入国する者の対策が不十分なのではないだろうか、在留資格に問題点はないのであろうか。

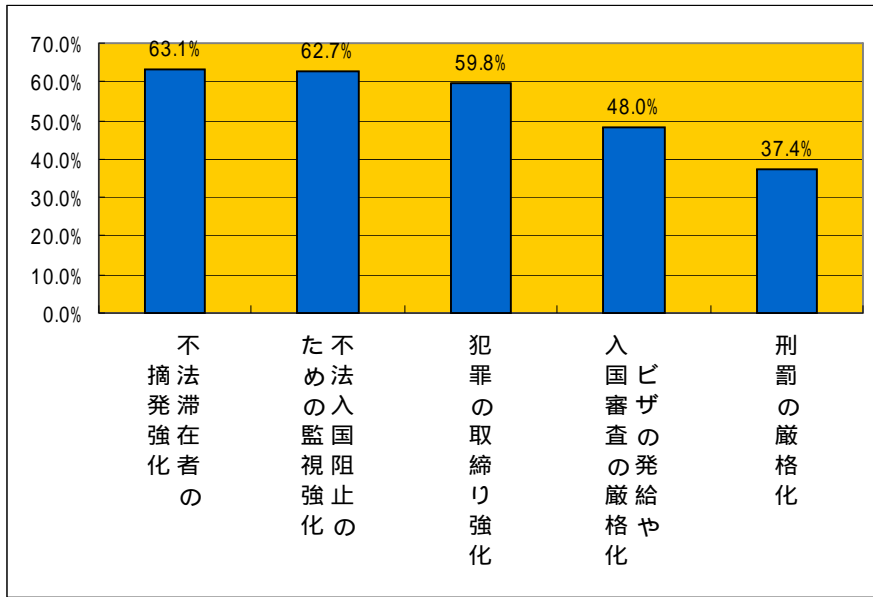
そこで、本論文では、不法滞在者が犯罪の温床であるのかということを中心とし、できるだけ詳しく、外国人犯罪の現状に触れるとともに、外国人犯罪が起こる要因を分析している。具体的には、不法滞在者の生み出される要因、刑法犯罪が起こる要因、外国人少年が犯罪を起こす要因の3つの計量分析を行っている。これらの分析結果をもとに、現状の政策の問題点を浮き彫りにし、摘発だけによることのない外国人犯罪の減少、ひいては外国人と共生していくためのものともなる政策を提言する。

図A 「あなたは外国人犯罪が増えていると思いますか」



出所：社会安全研究財団「犯罪に対する不安感等に関する研究調査」
以上のデータを基に井口ゼミが図Aを作成

図 B 「あなたは、来日外国人犯罪者を減少させるには何が必要だと思いますか・上位5つ」



出所：社会安全研究財団「犯罪に対する不安感等に関する研究調査」
 以上のデータを基に井口ゼミが図Bを作成

第1章 現状分析

第1章では、日本における来日外国人犯罪の状況について述べる。第1節として政府の来日外国人犯罪の取組み、第2節では最近増加の一途を辿っているとされている来日外国人犯罪の現状のデータを基に、マクロ的視点では日本全体から見た外国人犯罪がどうなっているか、ミクロ的視点では在留資格を有する者と政府が犯罪の温床とうたっている不法滞在者による犯罪を見る。第3節では、在留資格別の犯罪を見る。

第1節 政府の来日外国人犯罪に対する取組み

1. 警察庁の取組み³

政府は来日外国人犯罪に対し、現段階よりさらなる取締まりや摘発のために各省庁や国家間での連携を強めていく見解を示している。「治安再生に向けた7つの重点(平成18年)」の中で、入国管理局や地方公共団体と連携した重点的な取締り、国際犯罪組織の共同摘発、中国逃亡者については中国公安部との協力による犯罪対策を行うとしている。在留管理の在り方を含め、関係省庁と連携した実効的な水際対策・在留管理を推進するため、次の取組みを進めるとしている。

効率的な来日外国人犯罪捜査の推進

航空機の旅客情報を取得する入国管理局に対し指名手配被疑者等に関する情報を照会等するための事前旅客情報システム(A P I S)の改修を行い、入国審査時に指紋情報等を取得する法務省に対し指名手配被疑者等の指紋情報等を照会等するための外国人生体情報システム(B I C S)の整備等を通じ、法務省等と円滑かつ適切な情報交換を進め、指名手配被疑者等の逮捕等の措置を徹底する。

実効性ある在留管理システムの構築

日系人を含む外国人の居住、就労状況等、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みづくりに貢献するため、犯罪対策閣僚会議の下に設置された外国人の在留管理に関するワーキングチームに積極的に参画する。

³警察庁ホームページ「治安再生に向けた7つの重点(平成18年)」より抜粋

2. 法務省入国管理局の取組み⁴

・不法滞在外国人の半減のための取組み

平成15年「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を決定し、犯罪の温床となる不法滞在者を平成20年までの5年間で半減させ、国民が安心して暮らすことができるとともに、外国人に対する無用の警戒感を払拭するため「水際における監視、取締りの推進」、「不法入国・不法滞在对策等の推進」、「外国関係機関との連携強化」の施策を推進するとしている。不法滞在者半減のために、日本に「来させない」「入らせない」「居させない」を三本の柱として、これらに取り組んでいく姿勢である。第一に、不法滞在を目的とする者を来させないための方策として、主に厳格な入国事前審査の実施、関係機関との連携を挙げている。第二に、不法滞在を目的とする者を入らせないための方策として、厳格な上陸審査の実施、偽変造文書鑑識の強化、APIS(事前旅客情報システム)の効果的な活用を目指している。第三に、不法滞在者を居させないための方策として、在留関係諸申請にかかる厳格な審査の実施、効果的な摘発の実施、不法滞在者の出頭申告の促進である。最後に、その他の方策として、不法就労助長罪等の積極的活用の要請等が挙げられる。

第2節 来日外国人犯罪の現状

1. 外国人入国者数と来日外国人犯罪

外国人入国者数は平成8年の約424万人が年々増加傾向をしめし、平成17年には約745万人と、10年間で300万人強増加している。合法滞在者に関しては平成8年の約140万人が平成17年に約200万人に達し、短期滞在者数も平成8年から平成17年にかけておよそ10倍に膨らんでいる。また、不法滞在者は平成8年の約28万人から平成17年には約20万人と年々減少傾向である。

さて、外国人犯罪が日本人の犯罪よりも多いと考えている人も少なからずいるはずである。では一体、外国人犯罪が日本において、どれくらいのウェイトを占めるのか。マクロ的視点から日本における刑法犯による検挙人員はどうなっているのか。日本人並びに外国人による刑法犯総検挙人員は平成8年の約30万人が平成17年には約39万人に増えている。さらに、外国人犯罪についても平成8年の約6000人から平成17年の8500人と絶対値だけを見れば明らかに増加している。しかし、外国人総検挙人員が日本全体の刑法犯総検挙人員に占める割合(外国人刑法犯総検挙人員G: ÷ 日本における刑法犯総検挙人員: F)は平成7年の2.04%、平成17年の2.20%と過去10年を振り返ってみてもだいたい2%前後を推移しており、犯罪発生率はほぼ一定であるといえる。

次に、刑法犯と特別法犯とに区別し、在留資格をもつ合法滞在者と不法滞在者について、それぞれの考察をしていく。

⁴法務省入国管理局「出入国管理」(2006)より抜粋

2. 刑法犯

「表1 日本国内及び来日外国人 刑法犯検挙人員」を参照願いたい。

合法滞在者

・外国人登録者総数全体に占める合法滞在者総検挙人員の割合

(合法滞在者総検挙人員：H ÷ 外国人登録者総数：B)

外国人登録者、合法滞在者総検挙人員、どちらも増加しているが、平成9年から平成12年にかけて0.2%台を推移していたが、平成15年、16年には0.38%に上昇したように、合法滞在者よる犯罪発生率は年々上昇傾向であると言える。

・合法滞在者総検挙人員が外国人総検挙人員に占める割合

(合法滞在者総検挙人員：H ÷ 外国人総検挙人員：G)

平成8年の約73%が平成13年には80%台を超え、平成17年には約85%と高い水準にあり、年々増加傾向であるが、合法滞在者の数も年々上昇していることから、合法滞在者の増加が合法滞在者よる犯罪増加をもたらしているのかもしれない。

不法滞在者

・不法滞在者総検挙人員が不法滞在者全体に占める割合

(不法滞在者総検挙人員 I : ÷ 不法滞在者総数 : C)

平成8年の約0.57%が一時は0.4%台を記録したことがあったが、増加減少を繰り返し、平成17年には約0.63%を推移している。しかし、不法滞在者の数が極端に減少傾向であることから、不法滞在者の犯罪率が上がっているものと考えられる。

・不法滞在者総検挙人員が外国人総検挙人員全体に占める割合

(不法滞在者総検挙人員 I : ÷ 外国人総検挙人員 : G)

平成8年の約27%から平成17年には約15%に年々減少傾向を示している。これは外国人犯罪が増加傾向である一方、不法滞在者総検挙人員が減っていることから、犯罪率が低下傾向にあると言える。

3. 特別法犯

「表2 来日外国人 特別法犯検挙人員」を参照願いたい。

我々が犯罪と聞いて連想するものは、刑法犯が大数を占めるであろう。しかし、刑法犯と並び「特別法犯」というものがあり、犯罪は刑法犯とこの特別法犯に二分される。刑法犯は、凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯、特別法犯は刑法犯を除いた全ての犯罪で、覚醒剤取締法・劇物及び毒物取締法・入国管理法(以下「入管法」)・銃刀法などである。刑法犯と特別法犯の違いは、刑法犯は殺人や窃盗といったように、直接的な被害を被った者が存在するが、特別法犯の場合であると、例えば入管法違反であったとしても直接的な被害を受け

る者は、少ないと考えられる。ゆえに、簡単に言ってしまうと刑法犯は被害者がいるが、特別法犯の場合、被害者がいることは少ないということがいえる。

よって、特別法違反者が必ずしも治安の悪化を乱すとはいいきれないのではないかと。確かに、入管法違反に関していえば、「不法滞在」そのこと自体が法に触れており、それをみすみす見逃すわけにはいかない。不法滞在者が入管法違反として検挙されるのは当然のことであるが、どこに居住しているかなど詳細不明のため、未だに約20万人もの不法滞在者が潜伏しているとされている。しかし、不法滞在者のみが特別法犯として検挙されるのではなく、在留資格を有する者でも入管法やその他の特別法犯違反者として検挙はされる。そこで、刑法犯同様に特別法犯においても合法滞在者、不法滞在者の区別をはっきりさせ検証してみる。

合法滞在者

・合法滞在者特別法犯総検挙人員が外国人特別法犯総検挙人員全体に占める割合

(合法滞在者特別法犯総検挙人員 : $b \div$ 外国人特別法犯総検挙人員 : a)

平成8年から平成11年にかけて、13~15%台を推移していたものの、平成12年に一気に約18%にまで上昇。その後も17%後半~18%台を推移し、平成16年に約16%に落ち着いたものの、平成17年には約17%にまで悪化。

不法滞在者

不法滞在者に関しては、入管法違反者とそれ以外の特別法犯違反者に分けて考察する。

・不法滞在者特別法犯総検挙人員が外国人特別法犯総検挙人員全体に占める割合

(不法滞在者特別法犯総検挙人員 : $c \div$ 外国人特別法犯総検挙人員 : a)

過去10年をみる限り80%台を推移しており、非常に安定している。ただし、平成16、17年度における1万人大台は近頃の集中的な摘発努力によるものと考えられる。

・不法滞在者の入管法違反が不法滞在者の特別法犯に占める割合

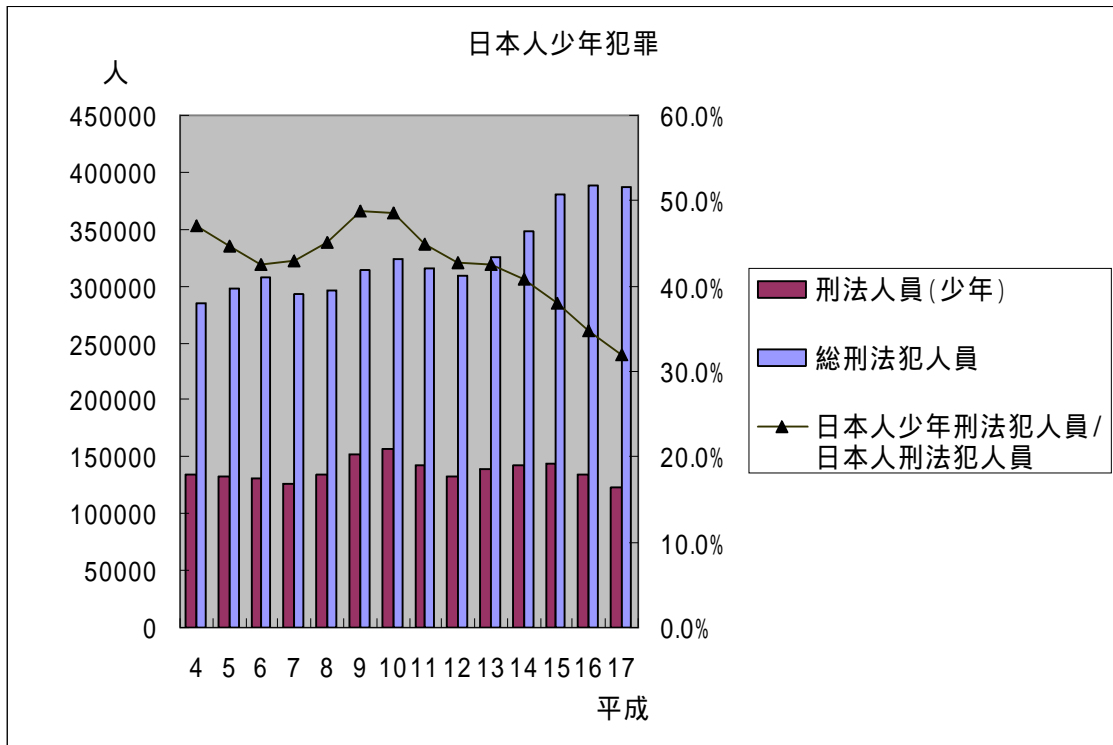
(不法滞在者入管法総検挙人員 : $d \div$ 不法滞在者特別法犯総検挙人員 : c)

平成8年から数年は80%台を記録していたものの、ここ5年90%台が続いており、不法滞在者が特別法犯において検挙される場合には、入管法違反でのケースが多いことがわかる。

以上のように、不法滞在者が入管法違反で検挙されることが多く、不法滞在者による刑法犯の現状分析を踏まえると、特別法犯として検挙が目につく。

4. 外国人少年犯罪

図C 「日本人少年犯罪」



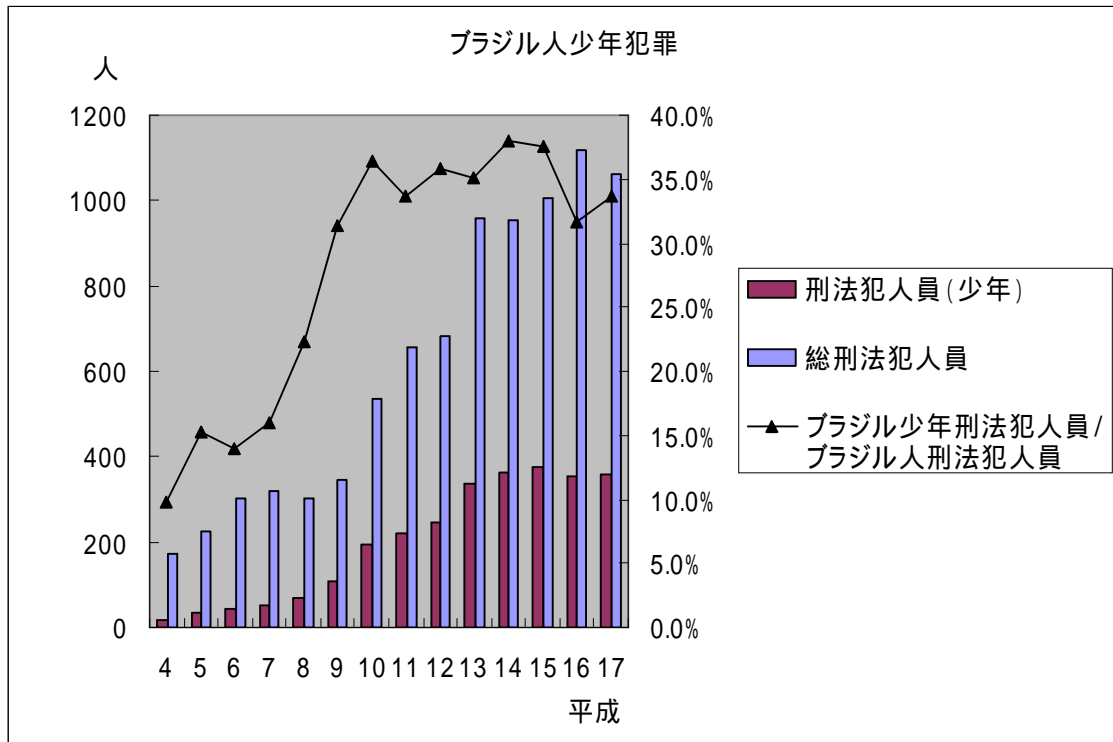
出所：警察庁「犯罪情勢」

以上のデータを基に図Cを井口ゼミが作成

警察庁の「治安再生に向けた7つの要点」(平成18年)の中で、少年の非行を防止するための取組みが述べられている。その内容として第一に、少年の立ち直り支援の充実強化が挙げられており、様々な事情を抱えて社会的に孤立した非行少年等の再非行化の未然防止等に関する効果的方策等について検討し、ボランティア等による立ち直り支援を充実強化するための取組みを進めるとしている。第二に、学校における少年の問題行動等への対応の強化を挙げ、スクールサポーターの警察署への配置を促進し、学校における少年の問題行動等への対応等を強化するとしている。しかしこれは、主に日本人少年非行に対する取組みであることを強調しておきたい。

統計上では、日本人少年犯罪は平成9、10年にピークに達し、日本人刑法犯総検挙人員に占める日本人少年犯罪総検挙人員は半数を占めていた。近年、日本人犯罪は増加の一途を辿っている一方で、日本人少年犯罪は平成10年をピークに、少しではあるものの減少傾向に転じつつある。

図D 「ブラジル人少年犯罪」



出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

以上のデータを基に図Dを井口ゼミが作成

外国人少年犯罪の大数を占めるのが、ブラジル人少年犯罪である。しかしながら、その少年犯罪の背景には、学校や社会で日本人と馴染めずに、少年犯罪にはしることも考えられる。また、少年犯罪といっても、殺人・強盗といった凶悪な犯罪ではなく軽犯罪であることが多い。図Dではブラジル人少年犯罪が増加していることがわかる。しかし、ブラジル人総検挙人員に占める少年犯罪の割合は平成 17 年には約 35%で、日本人少年犯罪のケースとほぼ同じような結果である。日本人、ブラジル人においても、少年犯罪が全体の約 35%を占めており、現状では少年犯罪が深刻化していることは否めない。

5. 国籍別犯罪状況

外国人犯罪といっても、特定の国籍の外国人による犯罪が多く、当然のことではあるが全外国人が犯罪を起こすというレッテルを貼られているわけでない。そこで、国籍別に犯罪の状況を把握する必要がある。過去15年の詳細なデータを得られた中国、韓国、フィリピン、ブラジル、タイ、ペルーのうち、最も犯罪件数、人員が多いとされる中国、ブラジルの犯罪を刑法犯、特別法犯に分け、さらに件数及び人数でも示してみる。

中国

	刑法犯件数	刑法犯人員	特別法犯件数	特別法犯人員
平成3年	2,204	1,732	205	164
平成4年	2,417	1,933	588	493
平成5年	3,685	2,668	827	575
平成6年	4,845	2,942	1,437	1,168
平成7年	7,828	2,919	1,251	947
平成8年	6,186	2,661	1,514	1,109
平成9年	5,536	2,320	2,965	2,579
平成10年	7,429	2,281	3,022	2,478
平成11年	12,288	2,721	3,170	2,631
平成12年	14,176	3,038	2,608	2,151
平成13年	8,945	3,232	3,186	2,647
平成14年	9,174	3,503	3,493	2,984
平成15年	11,535	4,444	5,173	4,552
平成16年	11,340	4,285	5,610	4,974
平成17年	11,366	3,739	5,640	4,952

データ出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

法務省入国管理局「出入国統計」

以上のデータを元に井口ゼミが作成

国籍別外国人犯罪の中で、相対的にみて最も多いのは中国人による犯罪である。彼ら中国人は主に留学生としての在留資格者として入国することが多く、留学生の刑犯罪が影響を及ぼしているのかもしれない。また、中国には組織犯罪グループが存在する。これら組織犯罪グループは犯罪を目的として入国することが大概で、組織犯罪による件数及び人員もかなりの人数を占めるものと考えられる。

ブラジル

	刑法犯件数	刑法犯人員	特別法犯件数	特別法犯人員
平成 3 年	160	134	25	21
平成 4 年	222	174	10	8
平成 5 年	344	223	21	19
平成 6 年	587	301	55	65
平成 7 年	1503	318	42	40
平成 8 年	979	304	44	36
平成 9 年	1202	347	129	106
平成 1 0 年	3278	536	114	98
平成 1 1 年	5110	658	132	114
平成 1 2 年	3273	682	227	173
平成 1 3 年	3457	958	309	223
平成 1 4 年	4967	952	305	234
平成 1 5 年	4520	1005	299	219
平成 1 6 年	7001	1116	280	206
平成 1 7 年	6811	1064	372	234

データ出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

法務省入国管理局「出入国統計」

以上のデータを元に井口ゼミが作成

近年のブラジル人の刑法犯と特別法犯が比較にならない。刑法犯検挙件数が平成 17 年の 6811 件と特別法犯 372 件であり、違いは一目瞭然である。また、前述したようにブラジル人少年犯罪が多いことにも注目したい。刑法犯の検挙件数に関しては、中国に続き占める割合が多い。また、中国人の場合、留学生としての在留が多いと前述したが、在留するブラジル人の多くは日系人であることにも、注目しておきたい。

第3節 在留資格別の犯罪

「表 3 在留資格別外国人登録者数の推移と来日外国人刑法犯検挙人員」を参照願いたい。

日本に滞在する外国人は、原則として「出入国管理法及び難民認定法」(以下「入管法」)に規定されている在留資格を有する必要がある。在留資格は現在 27 種類に分けられている。この在留資格別に犯罪をみていき、どのような資格を有する者が犯罪へはしてしまうのかを検討する。しかし、データが限られているため、特に刑法犯が多いとされる「興行」、「留学」、「就学」、「研修」の在留資格をもつ者に焦点をあて検証する。また、特別法犯に関しては、先ほどの現状分析で述べたように不法滞在者によるものが 9 割を占めるため、ここでは省略する。

興行

俳優・歌手・ダンサー・プロスポーツ選手等を意味し、言い換えるとエンターテイナーのことを指す。彼らはこの「興行」に分類される。登録者数は平成13年の55461人から年々増加を続けたが、昨年は36376人に激減。一方、刑法犯も増加しつつあり、平成17年も登録者数が激減しているにも関わらず、刑法犯検挙人員は微減にとどまっている。しかし、相対的に見ても、平成17年以外の犯罪率「()÷()」は0.1%台を推移しており興行の登録者数における刑法犯の比率は非常に低い。

留学

大学、短大等の学生が該当する。登録者数は平成13年の93614人から平成17年には129568人と約3万人の増加で、今後も増加するものと考えられる。刑法犯検挙人員も平成15、16年は増加傾向であったが、平成17年の登録者数が平成15、16年と比べあまり変化がないにも関わらず、平成17年の検挙人員は1091人と微減している。犯罪率「()÷()」は平成15年に1%を記録したが、平成17年には0.84%で留学生に占める留学生刑法犯の割合は低下傾向であると言える。

就学

高校・専修学校（高等又は一般課程）等の生徒の在留資格である。登録者数は平成13年から順調に増加していたが平成15年をピークに減少傾向に転じ、平成17年には3万人台を割っている。その一方で、刑法犯検挙人員は増加の一途を辿り、平成17年は減少したものの、犯罪率「()÷()」をみると3.75%、平成13年の1.93%から平成16年の2.84%と就学者の刑法犯の占める割合は非常に高い水準にある。

研修

研修生が該当。こちらも登録者数は増加傾向を示している。刑法犯検挙人員も増加傾向にあるが、犯罪率「()÷()」でみた際に平成13年の1.11%から平成16、17年には1.03%を記録しており、検挙人員だけをみて研修生の刑法犯が増加しているとは一概に言えないのではないだろうか。

第2章 理論モデル

第2章では、3つの理論モデルについて述べる。それは 不法滞在モデル、 刑法犯罪モデル、 外国人少年犯罪モデルの3つである。次章の実証分析につなげるための章となっている。

政府は、不法滞在者が外国人犯罪の温床であると指摘している。これは事実であろうか。犯罪対策として政府は、不法滞在者を平成20年までに半減させるとしており、そこには、外国人犯罪が減少するという仮説が存在する。しかし、それほど問題は単純であろうか。

当該仮説を、経済学的に読み替える必要がある。不法滞在者は、合法的な在留資格を有しないから、日本で生計を立てていくため、非合法的な手段によって金銭を獲得する可能性が高まる。あるいは、不法就労が発覚することを恐れる結果、低賃金の就労を余儀なくされ、経済的な困窮から犯罪に及ぶと考えることもできる。なお、この場合の犯罪とは主として刑法犯のことであり、入管法違反や雇用関係法令違反のことを意味しない。

しかし、不法滞在者が必ず犯罪を起こすわけではない。その確率(犯罪確率)は、経済動向や失業情勢に大きく左右されると考えなければならない。来日する外国人のほとんどは、アメリカに来るヒスパニックのように永住目的でなく、出稼ぎ目的であると想定できる。

また、外国人少年犯罪は社会環境が大きく影響していると考えられる。特に、家庭事情、教育事情などに問題があり、社会に適應できないことに問題の所在があるはずである。

そこで、外国人の在留及び就労の行動(井口2001)、不法滞在者と刑法犯罪の動向、外国人少年犯罪と社会環境に関して、以下のモデルを適用することができる。

【不法滞在モデル】

ある外国人がその国内で働くこととして、その賃金を W_1 、時間選好率を R とすると、 n 年間に得られる期待報酬 E_1 は、

$$E_1 = \sum_{t=0}^n \frac{W_1}{(1+R)^t}$$

となる。

次にある外国人が単独で日本に働きに来た場合、期待報酬 E_2 は、日本における賃金 W と就業確率 Q を乗じ、 n 年間の報酬を現在価値に直し、さらに、日本への移動費用 C を差し引いたものであるから、

$$E_2 = \sum_{t=0}^n \frac{W \cdot Q}{(1+R)^t} - C$$

となる。

これに対して、仲介業者を介して日本に働きに来た場合、期待報酬 E_3 は、日本における賃金 W と就業確率 P を乗じ、さらに、仲介業者への手数料 M と日本への移動費用を差し引いたものであるから、

$$E_3 = \sum_{t=0}^n \frac{W \cdot P}{(1+R)^t} - M - C$$

となる。ここで、日本における賃金 W 、期待報酬 Q が低下し、期待報酬 E_3 が低下してしまった場合、 n を増加させるしかない。つまり、滞在期間を長引かせるしかない。そのために、不法滞在者が発生すると考えられる。

【刑法犯罪モデル】

政府見解によると、不法滞在者の増加が、刑法犯罪の増加につながっているため、以下のようなモデルを導き出すことができる。

刑法犯罪を起こす人員を、合法滞在者と不法滞在者に分けるとすると、

$$C_t = f_t(L, I)$$

[C_t : 刑法犯罪人員 L : 合法滞在者 I : 不法滞在者]

と表すことができる。

【外国人少年犯罪モデル】

外国人少年犯罪には、社会環境が大きく影響していると考えられる。そこで、外国人少年犯罪が起こる要因が、日本語能力不足人数、日本の完全失業率に影響を受けると考えると、

$$C_j = f_j(J, U)$$

[C_j : 少年刑法犯罪件数 J : 日本語能力不足人数 U : 日本完全失業率]

と表すことができる。

以上のモデルより、外国人犯罪について分析を行う。

第3章 計量モデルと考察

本章では、不法滞在者が犯罪の温床であるかということに基づき、我々が問題提起してきた来日外国人犯罪の実証分析を行う。具体的には 不法滞在者の発生要因の分析 刑法犯の増加要因の分析 外国人少年犯罪の発生要因の分析、以上3つの推計式についてである。それぞれ国別に1991～2005年の時系列データをプールし、仮説を立て、重回帰分析を行う。それらから分かる事象を考察し、次の政策提言に繋げてゆく。

第1節 不法残留者の計量モデルと考察

「不法在留者関数」の計量モデル

$$Y_1 = a_0 + a_1X_1 + a_2X_2 + a_3X_3 + a_4X_4 + a_5X_5 + a_6X_6 + \mu_1$$

被説明変数 Y_1 は、法務省入管局が推計する不法残留者とする。これは、外国人が入国した時点から、許可された在留期間が過ぎても出国しない者を意味する。その多くが、不法就労していると考えられる。

説明変数 X_1 は、法務省「在留外国人統計」における「留学」の在留資格を有する外国人数とする。留学による入国者は、留学を目標としているが、私費留学者がほとんどで、申請すれば、資格外活動として週28時間以内（夏休みや冬休みなどに限ってフルタイム）の就労で学資や生計費を稼ぐことが認められる。しかし、アルバイト就労の結果、学業成績がかえって低下して奨学金が支給できないという悪循環が発生する場合がある。この場合、学業に挫折して途中で失踪する者が発生すると考えられる。それらの者は、結局、不法滞在者として不法就労することとなるので、符号はプラスと予想する。

説明変数 X_2 は、同じく「就学」の在留資格を有する外国人数とする。主に日本語学校で勉強をしている就学者も、申請すれば、資格外活動として週28時間の就労が認められており、ある程度の「期待報酬」を実現することができるであろう。また、日本語学校が失踪防止のための管理を強化しているし、その後、入学試験を受けて留学生になる者も少なくない。したがって、そのまま不法滞在者となる可能性は低いと考えられるので、符号はマイナスと予想する。

説明変数 X_3 は、同じく、「研修」の在留資格を有する外国人数とする。外国人研修生は、賃金よりも低いものの、「研修手当」が支給され、技能実習に移行すれば、労働者として、合計3年間の滞在が可能である。また、多数を占める中国の研修生は、失踪すると、本国の家族が罰金を払うなどの責任をとらされることになるため、本人が失踪する確率は低い。このため、滞在中にかなりの「期待報酬」を実現して帰国することができると考えられ、符号はマイナスと予想する。

説明変数 X_4 は、同じく「興行」の在留資格を有する外国人数とする。その多くをフィリピン人が占め、フィリピンにいる家族・一族の期待を担って出稼ぎに来ている。ダンサーやシンガーとしてではなく、ウエイトレスとして違法な資格外活動をする場合なども少なくないし、業者がそれを強要する場合もある。「期待報酬」の水準が高いのに、在留期間が数ヶ月と短い延ため、不法に滞在しても収入をふやそうとするインセンティブが働きやすく、符号はプラスと予想する。

説明変数 X_5 は、各国統計局等の「各国完全失業率」とする。各国の景気が悪化し失業率が上がると、「就業確率」が低下して「期待報酬」が低下するため、自国にいる経済合理性が低下するため、外国人の滞在者数が増加すると考え、符号はプラスと予想する。

説明変数 X_6 は、法務省入管局データより、不法就労助長罪 入管法第73条の2 によって摘発された人員数とする。外国人滞在者を仲介あるいは雇用する事業者の摘発件数の背景に、その数倍の不法な仲介や不法就労に対する需要が存在すると予想されるので、その結果、不法滞在者が増加すると考え、符号はプラスと予想する。

表 4 不法在留者関数の結果

説明変数	係数	t 値
留学資格在留者数	1.428	4.468***
就学資格在留者数	-0.259	-1.582
研修資格在留者数	-1.136	-4.634***
興行資格在留者数	0.676	7.874***
各国失業率	-0.637	-6.731***
不法就労助長罪人数	0.168	2.351**
自由度調整済決定係数	0.553	
サンプル数	90	

は 5%水準で有意、*は 1%水準で有意

資料出所：井口ゼミが作成。

注：被説明変数は、不法残留者数。

1991年～2005年のデータを6ヶ国についてプールして計測した。

以上の推計結果から、次のような考察が可能である。

- 留学生の増加が不法残留者を増加させるという仮説は支持された。即ち、留学生は、日本で大学を卒業してから、就労目的の在留資格に変更することが可能であるにもかかわらず、私費留学に対する支援措置が不十分であるか、奨学金が得られないなどの結果、失踪してしまう留学生が少なからず存在することを意味する。
- 就学生の増加が不法滞在者を減らすという仮説は支持されなかった。就学生については、日本語などの勉強をして帰国する場合や入学試験を受けて留学する場合には、不法滞在を減らす効果があると考えられるものの、統計的に有意ではなかった。
- 外国人研修制度が不法滞在者を減らすという仮説は支持された。即ち、メディアでしばしば指摘される外国人研修生が失踪して不法滞在者を生み出す効果よりも、期待報酬を達成して帰国する外国人を増やし、かえって、不法滞在者を減少させる効果が大きいということがわかった。

興行の資格を有する外国人の増加は不法滞在者を増やすという仮説は支持された。即ち、興行の在留資格者のなかには、その滞在期間だけでは期待報酬を達成できないために、不法滞在者を増やす効果が大きいということがわかった。

各国の完全失業率の上昇が、不法残留者を増加させるという仮説は支持されなかった。これは、興行の資格を有する滞在者と正の相関関係があり、逆に留学の資格を有する滞在者とは負の相関関係があることから、出稼ぎ目的に入国するものは増えるが、それよりもそれ以外の短期滞在などの目的で入国するものが減少することの方が大きいと考えられる。つまり、出稼ぎ以外の入国者は減少し、不法滞在者になる人数の方が相対的に小さいと考えられる。

不法就労助長罪の増加は、不法な仲介や不法就労に対する需要の代理指標と考えることができ、これが不法残留者を増加させているという仮説は支持された。ただし、表面的には、不法残留者が増加し、入管・警察当局が摘発を強化した結果、件数が上昇するという全く正反対の順序で観察される可能性もあるだろう。

第2節 国別刑法犯の計量モデルと考察

「外国人刑法犯罪関数」の計量モデル

$$Y_2 = b_0 + b_1 Z_1 + b_2 Z_2 + b_3 Z_3 + b_4 Z_4 + \mu_2$$

被説明変数 Y_2 を、国別刑法犯人員とする。データは警察庁から年2回発表される「来日外国人統計」である。刑法犯は一般市民に損害を与え、直接治安に影響する可能性があるため、入管法違反などの特別法犯とは分けて考える。

説明変数 Z_1 は、法務省「在留外国人統計」における国別合法滞在者数とする。合法的に滞在する外国人であっても、一定期間以上（90日以上）滞在している間に、一定の割合で犯罪を起こすと考え、その符号はプラスと予想する。

説明変数 Z_2 は、法務省入国管理局「出入国管理統計」における総入国者数とする。入国者の中には最近では組織犯罪、テロなどの犯罪目的で入国する者がいると考えられるため符号はプラスと予想する。

説明変数 Z_3 は、法務省入管局推計における国別不法残留者数とする。警察庁が主張するように、不法滞在者数の増加が、犯罪（刑法犯）を増加させるという仮説に基づくものである。これも符号はプラスと予想する。

説明変数 Z_4 は、法務省入国管理局「出入国管理統計」における国別特別法犯人員とする。入管当局は警察と合同して、入管法違反の集中摘発を強化しているため、入管法違反の摘発が、刑法犯の増加を招くと考えることができるだろう。即ち、この変数は、集中摘発の代理変数という意味を有する。これも、符号はプラスと予想する。

表5 外国人刑法犯関数の結果

説明変数	係数	t 値
国別合法滞在者数	0.823	5.972***
総入国者数	-0.778	-5.176***
国別不法残留者数	-0.085	-1.106
国別特別法犯人員	0.757	11.724***
自由度調整済決定係数	0.721	
サンプル数	90	

***は1%水準で有意

資料出所：井口ゼミが作成

注：被説明変数は、国別外国人刑法犯人員である。

1991年から2005年までのデータを、6ヶ国についてプールして計測した。

以上の推計結果から次のような考察が可能である。

- 外国人登録者数の増加が刑法犯人数を増加させるという仮説は支持された。即ち、合法的に滞在している外国人といえども、その人数が増加すると、刑法犯が増加するといえよう。
- 総入国者数の増加が刑法犯人員数を増加させるという仮説は支持されなかった。これは、総入国者数の大部分を占める短期滞在の入国者のうち、途上国からの入国者は、日本で事実上の出稼ぎを目的としているため、日本の景気が回復する時期に増加しており、その時期には、日本における就業確率が高く期待報酬も高いため、外国人の刑法犯はむしろ減少に向かったのではないかと考える。
- 不法滞在者数の増加が、刑法犯数を増加させるという警察庁の仮説は支持されなかった。その理由のひとつは、不法滞在者のうち、長期に日本に定着した外国人が増加していて、これらの者は犯罪をあまり起こさないこと、法務大臣の「特別残留許可」により不法滞在者のなかで、合法的な滞在者となる者が年間1万人以上に増加していることなどが考えられる。
- 入管法違反の集中摘発が刑法犯人員を増加させるという仮説は支持された。即ち、入管当局による特別法犯の摘発が、警察と合同で実施されるなどの影響で、関係行政の集中摘発そのものが、外国人の刑法犯人員を増加させる効果を発揮しているのである。

第3節 外国人少年犯罪の計量モデルと考察

「外国人青少年刑法犯罪関数」の計量モデル

$$Y_3 = c_0 + c_1W_1 + c_2W_2 + c_3W_3 + c_4W_4 + \mu_3$$

被説明変数 Y_3 を国別少年刑法犯件数とする。データは警察庁から年2回発表される「来日外国人犯罪の検挙状況」である。ブラジル、中国人は我が国において少年犯罪件数が上位の国であり、外国人少年犯罪は総刑法犯罪の中でも割合が大きい。ここでは推計式と区別するため外国人少年刑法犯件数で行う。

説明変数 W_1 は法務省入国管理局「在留外国人統計」における国別合法滞在者数とする。合法的に滞在する外国人であっても、一定期間以上(90日以上)滞在している間に、一定の割合で犯罪を起こすと考え、少年犯罪も同様に考えられるので、その符号はプラスと予想する。

説明変数 W_2 は法務省入国管理局「出入国管理」における国別不法残留者数とする。警察庁が主張するように、不法滞在者数の増加が、犯罪(刑法犯)を増加させるという仮説に基づくものである。少年犯罪も同様とし、これも符号はプラスと予想する。

説明変数 W_3 は文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(届出統計)」における日本語指導が必要な外国人少年数とする。日本語能力はコミュニケーションに大きく関係するため、日本語能力が不十分な者は、不就学につながる可能性が高い。我が国の社会に適応することができず、犯罪行動に出ることが考えられる。よって符号はプラスと予想する。

説明変数 W_4 は総務省統計局「労働力調査」の完全失業率とする。ブラジル、中国人はすでに日本に定住している者が多く、失業率が上がると就業確率、期待報酬ともに低下するため、生活環境の悪化により刑法犯罪が増加すると考えられる。よって符号はプラスと予想する。

表6 外国人少年刑法犯罪関数の結果

説明変数	係数	t 値
国別合法滞在者数	-0.407	-1.562
国別不法残留者数	-0.094	-0.624
日本語指導必要児童数	0.500	2.787***
日本の完全失業率	0.559	1.895*
自由度調整済決定係数	0.675	
サンプル数	30	

*は1%水準で有意、***は10%水準で有意

資料出所：井口ゼミが作成

注：被説明変数は、ブラジル、中国人刑法犯罪件数
1991年～2005年のデータを6カ国についてプール
して計測した。

以上の推計結果から、次のような考察が可能である。

国別合法滞在者数の増加が、少年刑法犯を増加させるという仮説は支持されなかった。
外国人少年犯罪と合法滞在者の増加は関係がないことがわかった。

国別不法滞在者数の増加が、少年刑法犯を増加させるという仮説は支持されなかった。
外国人少年犯罪と不法滞在者の増加は関係がないことがわかった。

日本語指導必要児童数の増加が、刑法犯罪を増やすという仮説は支持された。日本語能力不足のために、就学が困難になり、将来を見据えることができず、犯罪行動に出ると考えられる。つまり、外国人少年犯罪と語学能力の間に関係があると言える。

日本の完全失業率の上昇が、刑法犯罪を増加させるという仮説は支持された。特にブラジル人は日本に定住している人数が多いため、日本の失業率が大きく関わってくる。定住する外国人による犯罪は、日本の経済状況と大きく関わっていると推察される。

第4節 分析結果からのファインディング

以下に分析結果からのファインディングをまとめる。

、不法滞在者数の増加と刑法犯数の増加には、関係はみられなかった。不法滞在者が、外国人犯罪の温床であると結論付けるべきではない。

、外国人研修制度が不法滞在者を減らすという極めて重要な新発見である。現在、研修制度は批判を浴びているが、悪い面ばかりではない。もちろん現行の研修制度に問題点が存在することは確かであるが、不法滞在者を減らす効果が証明された。

、入管法違反の集中摘発が、刑法犯の摘発にも有効であることがわかった。集中摘発を行うことで、効率的な摘発ができるのである。

、日本語指導必要児童数の増加が、少年刑法犯罪を増加させる傾向がある。日本語能力が低い水準にある場合、それが不就学、進学の失敗、就職の失敗につながり、犯罪にはいつてしまうことが考えられる。

第4章 政策提言

第4章では実証分析で得られた結果に基づき政策提言を行う。実証分析により得られた考察を基に、不法滞在者、外国人犯罪の減少に向けての政策提言である。政策提言を3つ上げる。現行の在留資格の見直しと留学生支援システムの充実、外国人教育改革、集中摘発と各省庁の連携強化である。これらの政策が外国人犯罪の抑止になり、現状の多くの外国人問題を解決できるものと考えている。

1. 現行の在留資格の見直しと留学生支援システムの充実

現在の課題として、私費留学生の多くが、長時間のアルバイトに依存せざるを得ず、それが奨学金受給を困難にし、結果的に学業を断念せざるを得なくなる。留学生の選抜方法を改善し、奨学金を増やし、就労を軽減する施策が重要と考えられる。興行に関しては在留期間が短いことや、娯楽産業に就労が限定されて、医療・介護などの需要が増加している野で就労ができないために、不法残留を誘発する側面を持っている。外国人研修・技能実習制度には様々な問題があるものの、同時にこれが合法的な受け入れのチャンネルとして機能する結果、不法滞在者を減少させる効果を有している。これらの課題を踏まえて政策を提言する。

第一に、留学生支援システムを充実させるべきである。課題の で述べたように、近年の留学生の増加により、一人あたりの奨学金支給額を減らさなければならず、留学生は金銭面の危機から学業に専念できない。したがって、まず奨学金の予算を増やさなければならない。奨学金の予算を増加させるには、企業や個人、特に大学のOBなどからの寄付を増加させるための税制改革が必要である。同時に、奨学金支給に明確な基準、審査を設けるべきである。留学生の成績、収入、家庭状況なども評価対象に入れ、柔軟かつ公平な審査が求められる。また優秀な留学生を受け入れるため、日本の大学受験制度を見直すべきである。日本の大学を受験する外国人は、日本に来なければ受験できない。海外にいても、国際バカロレア・SATなどの試験を受験し、学校の成績や特技の証明書、推薦状などを提出して、世界各国で受験できるようにすれば、欧米の大学に流れていた外国人が、日本の大学に併願するための環境を提供できる。また、経済的な面に限らず、日本での生活、学業、就職の指導などを一貫して行う外国人留学生支援機関を設立すべきである。この機関で学生生活から日本の生活を学ばせ慣らすことによってスムーズな就職活動を行える。以上のような支援により失踪、不法残留者となる者を減らすと同時に、外国人留学生の支援システム確立によって、優秀な人材の日本への流入が期待できる。

第二に、興行の資格の規制を強化し、新たな在留資格を創設する。フィリピン人などは日本語能力やその他技能があっても、日本に在留する際に興行の資格で在留許可を得ることが多い。課題の にも挙げたようにその他の職業分野で就労するための在留資格がほとんどない。したがって、一定以上の日本語能力(日本語能力試験2級程度)や技能・資格がある者を労働者として受け入れるために新しい在留資格で創設し、娯楽産業以外の分野での就労を認めるべきである。また興行の規制強化を同時に行うことにより新在留資格の受け入れを促進し、不法残留者となる外国人を減らすことができる。

第三に、研修制度の改革を進めるべきである。現行の技能実習制度では、最長で3年間しか在留できず、期間終了後本国へ帰ることになるが、その場合も、日本で学んだ技術を生かせる機会が少なく、本来の目的とされる日本の国際貢献と技術移転が達成されているとは言えない。それならば日本で学んだ技術を生かせるように、ひとたび帰国してから就労目的の在留資格を申請できるようにし、日本で就労するルートを確立するべきである。

2. 外国人教育改革

最近の景気回復を受けて、生産工場を持つ企業にとって、日系ブラジル人の存在は欠かせないものとなっている。これらのいわゆる「デカセギ」に來ている外国人の多くは、家族とともに來日することが多い。ここに外国人青少年の教育問題が存在する。家庭環境が劣悪であると、教育に影響が生じる。また、日本語の能力がないためにコミュニケーションが困難で、就学に支障をきたし、中学・高校を卒業できない外国人青少年が増加している。彼らは職に就くことが困難になり、それが生活の困窮につながり、犯罪を起こす危険が高まると考えることができる。このような連鎖が続くと、いつまで経っても問題は解決しない。実証分析により、外国人青少年の日本語能力の低さが、犯罪発生の重要な背景となっていることがわかった。これらの課題を踏まえて政策を提言する。

第一に、外国人児童に、日本の義務教育を適用する。特殊な場合を除き、90日以上日本に滞在する外国人児童の就学を義務付ける。前に述べたとおり、中学校すら卒業していない外国人が存在し、そのような場合、日本で就職することが極めて困難である。義務教育の適用により、就職や進学の見通しが改善されよう。

第二に、一定の基準を決め、基準をクリアした外国人学校を、学校教育法第1条の学校として認知する。それによって、外国人学校も、私学助成金相当の支援を国から受けることができる。さらに、学校の固定資産税、法人税なども免除され、外国人青少年にかかる教育費を減らし、外国人学校への入学が容易になる。さらに、これらの外国人学校で国際バカロレアを受験できるようにすれば、海外の大学に進学できるようにするなど、卒業後の選択肢を広げることができよう。

第三に、日本語教育の充実のため、「外国人教育基金」を設立する。これは、外国人青少年を金銭的にサポートするための基金である。この基金への寄付を促進するためにも、これらの寄付を所得税、法人税の控除の対象とする。この基金を作ることで、家庭環境に教育が左右されていた外国人青少年が、学校に行くことが可能になり、家庭環境の影響を小さくすることができる。

最後に、イギリスのパブリックスクールのような全寮制の外国人学校を設立する。教育を受けていない青少年の対策に終わることなく優秀な学生を世界から集められるような学校の設立につなげる。

以上のような政策を行うことで、外国人の教育環境を整備することができ、同時に、日本に来る外国人青少年、日本で生まれた外国人青少年の教育を充実させることで、外国人青少年による犯罪を減らすことができると考える。さらに、世界から優秀な人材を確保することが可能となる。

3. 集中摘発と各省庁の連携強化

実証分析の結果から、入管法違反の集中摘発を、警察と合同で実施することなどによって、刑法犯の摘発が効果的に進んでいることが明らかになった。数年前までは入管法違反で摘発された不法残留者の中でも、自ら本国に帰りたいために出頭するものが多い。これに加えて合同摘発で刑法犯の摘発が増加している。よって、入管局と警察の連携を強化し、より活発に集中摘発を行う必要がある。これには地域ごとの摘発チームをもっと増設することなどが考えられる。さらに不法入国者取締り対策として海上保安庁と、また情報提供のために自治体と入管局の連携強化も必要と考えられる。入管局、警察庁、海上保安庁、そして地方自治体の間で、情報ネットワークを充実させるため法律や制度を改革すべきである。縦割り構造とも言われる現在の各省庁の状態では、より効果的な摘発は難しいと思われる。また、不法入国を斡旋するブローカーの摘発などは日本だけで行えるものとは言えず、犯罪人引渡し条約など国際協力が必要である。現在警察庁が中国に逃亡した者については中国公安部と協力し取り締まりを行うとしているが、そこに韓国を加えた3国間での連携摘発を実現させるのが好ましい。

《参考文献》

- ・井口泰(2001)「外国人労働者新時代」筑摩書房
- ・野呂夏雄(2002)「外国人犯罪に関する統計的分析と共生への課題」ライフデザインレポート・ライフデザイン研究本部
- ・秋葉弘哉(1993)「犯罪の経済学」多賀出版
- ・坂中英徳(2005)「入管戦記：『在日』差別、『日系人』問題、外国人犯罪と、日本の近未来」講談社
- ・張荊著(2003)「来日外国人犯罪：文化衝突からみた来日中国人犯罪」明石書店
- ・小内透, 酒井恵真(2001)「日系ブラジル人の定住化と地域社会：群馬県太田・大泉地区を事例として」御茶の水書房
- ・ドーン[ドーン・ジャパン訳](2005)「フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実：マニラ、そして東京に生きる」明石書店
- ・井口泰・曙光(2003)「高度人材の国際移動の決定要因-日中間の留学生移動を中心に-」関西学院大学経済学部研究会
- ・警察庁編「警察白書」
- ・警察庁編(2006)「治安再生に向けた7つの重点」
- ・法務省編「犯罪白書」
- ・法務省入国管理局編「出入国管理」
- ・内閣府・政策総括官室編「世界経済の潮流」
- ・文部科学省 報道資料等 <http://www.mext.go.jp>

《データ出典》

- ・警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況』
- ・法務省『在留外国人統計』
- ・総務省統計局『労働力調査』
- ・法務省入国管理局『出入国管理統計』
- ・文部科学省『日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(届出統計)』
- ・総務省統計研修所『世界の統計』
- ・社会安全研究財団『犯罪に対する不安感等に関する研究調査』
- ・総務省統計局『日本の統計』

表 1 日本国内及び来日外国人 刑法犯検挙人員

	平成 8 年	平成 9 年	平成 1 0 年	平成 1 1 年	平成 1 2 年	平成 1 3 年	平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年	平成 1 7 年
日本総人口	125,864,000	126,166,000	126,486,000	126,686,000	126,926,000	127,291,000	127,435,000	127,619,000	127,687,000	127,768,000
外国人入国者数(A)	4,244,529	4,669,514	4,556,845	4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240	6,756,830	7,450,103
外国人登録者総数(B)	1,415,136	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555
不法滞在者総数(C)	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299
(B) + (C)=(D)	1,699,636	1,765,693	1,788,926	1,827,161	1,938,141	2,010,583	2,075,825	2,135,582	2,193,165	2,218,854
短期滞在者(E)	3,184,642	3,534,869	3,402,358	3,677,732	3,910,624	3,878,070	4,302,429	4,259,974	5,136,943	5,748,380
日本国内総検挙人員(F)	295,584	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955
外国人総検挙人員(G)	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505
合法滞在者総検挙人員(H)	4,394	4,118	4,080	4,434	4,726	5,789	6,287	7,205	7,505	7,201
不法滞在者総検挙人員(I)	1,632	1,317	1,302	1,529	1,603	1,379	1,403	1,520	1,393	1,304
(C) ÷ (D)	16.7%	16.0%	15.5%	14.8%	13.0%	11.5%	10.8%	10.3%	10.0%	9.3%
(G) ÷ (F)	2.04%	1.73%	1.66%	1.89%	2.04%	2.20%	2.21%	2.30%	2.29%	2.20%
(I) ÷ (C)	0.57%	0.47%	0.47%	0.56%	0.64%	0.59%	0.63%	0.69%	0.63%	0.63%
(I) ÷ (G)	27.08%	24.23%	24.19%	25.64%	25.33%	19.24%	18.24%	17.42%	15.66%	15.33%
(H) ÷ (B)	0.31%	0.28%	0.27%	0.28%	0.28%	0.33%	0.34%	0.38%	0.38%	0.36%
(H) ÷ (G)	72.92%	75.77%	75.81%	74.36%	74.67%	80.76%	81.76%	82.58%	84.34%	84.67%

出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

総務省統計局「日本の統計」

法務省入国管理局「出入国管理」

以上のデータを基に井口ゼミが表 1 を作成

表 2 来日外国人 特別法犯検挙人員

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
外国人総検挙人員(a)	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282	12,944	12,673
合法滞在者総検挙人員(b)	804	1,087	1,114	1,165	1,157	1,436	1,508	2,050	2,027	2,138
不法滞在者総検挙人員(c)	5,119	7,361	6,922	6,308	5,225	6,056	7,014	9,232	10,917	10,535
不法滞在者入管法違反総検 挙人員(d)	4,253	6,490	6,072	5,585	4,656	5,438	6,400	8,693	10,517	10,109
不法滞在者入管法違反以外 の総検挙人員(e)	866	871	850	723	569	618	614	539	400	426
(c) ÷ (a)	86.4%	87.1%	86.1%	84.4%	81.9%	80.8%	82.3%	81.8%	84.3%	83.1%
(d) ÷ (a)	71.8%	76.8%	75.6%	74.7%	73.0%	72.6%	75.1%	77.1%	81.3%	79.8%
(b) ÷ (a)	13.6%	12.9%	13.9%	15.6%	18.1%	19.2%	17.7%	18.2%	15.7%	16.9%
(d) ÷ (c)	83.1%	88.2%	87.7%	88.5%	89.1%	89.8%	91.2%	94.2%	96.3%	96.0%
(e) ÷ (a)	14.6%	10.3%	10.6%	9.7%	8.9%	8.2%	7.2%	4.8%	3.1%	3.4%
(e) ÷ (c)	16.9%	11.8%	12.3%	11.5%	10.9%	10.2%	8.8%	5.8%	3.7%	4.0%

出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」
 法務省入国管理局「出入国管理」
 以上のデータを基に井口ゼミが表2を作成

表3 在留資格別外国人登録者数の推移と来日外国人刑法犯検挙人員					
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
興行者総数()	55,461	58,359	64,642	64,742	36,376
留学生総数()	93,614	110,415	125,597	129,873	129,568
就学生総数()	41,766	47,198	50,473	43,208	28,147
研修生総数()	38,169	39,067	44,464	54,317	54,107
興行刑法犯総検挙人員()	53	79	82	91	84
留学刑法犯総検挙人員()	683	831	1,253	1,157	1,091
就学刑法犯総検挙人員()	808	983	1,215	1,226	1,055
研修刑法犯総検挙人員()	423	542	565	557	558
() ÷ ()	0.10%	0.14%	0.13%	0.14%	0.23%
() ÷ ()	0.73%	0.75%	1.00%	0.89%	0.84%
() ÷ ()	1.93%	2.08%	2.41%	2.84%	3.75%
() ÷ ()	1.11%	1.39%	1.27%	1.03%	1.03%

出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」(平成18年上半年期)
 法務省入国管理局「出入国管理」(平成17年)
 以上のデータを基に井口ゼミが表3作成